

高知港の地域委託（ご案内）

高知土木事務所

☆ 行政と地域住民とのパートナーシップ ☆

高知港では、地元で利用されている小型船だまり等は地域自らで守るという港湾愛護意識を育て、地域と一体となった港湾管理を推進しています。地域（団体）の住民力を活用した港湾維持として、地元で利用されている小型船だまりを中心に県（高知土木事務所）が管理する港湾（小型船だまり等）の清掃を地域の皆さまに行っていただく『地域委託』を実施しています。この取り組みを広げていくことで、港湾に愛着を感じていただくとともに、港湾愛護精神を高めることを目標にしています。

◆ 港湾の清掃



小型船だまりで漂流ゴミが発生！
県の力だけでは早急な対応が困難であり、
地域の力を取り入れた管理が必要！



おもてなしの心
で公園の清掃！

【地域委託の対象箇所】

- ・主に地元で利用されている小型船だまり
- ・比較的交通量の少ない臨港道路
- ・港湾及び海岸の公園や海浜地
- ・その他、地域で利用されている港湾施設

※注）既に地域委託が行われている箇所や利用上危険な箇所は お断りする場合があります。

◆ 清掃費用

高知港の地域委託では、県（高知土木事務所）と地域の団体等の皆さまが委託契約を結び、**清掃費用として実費程度をお支払いさせていただきます。**

◆ 保険の加入

県（高知土木事務所）が、地域委託の作業中の万一の事故に備えて「傷害保険」を、更に他の方にご迷惑をおかけした時のために「賠償責任保険」に加入します。

種類	内容
傷害保険	・死亡、後遺症障害 1,000万円 ・入院日額 5,000円 ・通院日額 3,000円
賠償責任保険	・対人賠償 1億円 ・対物賠償 1,000万円

※注）ケガの治療費用などが全て出るわけではありません。

— 地域の清掃は地域の手で —

漁協やプレジャーボート団体等、町内会や地区会等、地域で活動する団体の皆さま、港湾の清掃にご参加してみませんか。

高知港の地域委託にご興味のある方は、高知土木事務所「港湾管理課」までお気軽にお問い合わせください。

■ 連絡先 高知県 土木部 高知土木事務所 港湾管理課
住所：〒781-0814 高知市稲荷町11番26号
電話：088-882-8171 ファックス：088-884-6154
メール：170106@ken.pref.kochi.lg.jp